



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	使用承認	
根拠法令及び条項	豊中市立伝統芸能館条例 第4条	
所管部課(室)係名	都市活力部 魅力文化創造課	
審査基準	関係条項	同条例 第1条 第3条、第5条
	基準	<p>第1条(抄)</p> <p>伝統芸能、大衆芸能その他の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の普及及び継承の推進を図り、市民文化の発展に寄与する。</p> <p>具体的には、次の場合は「伝統芸能」活動に該当。</p> <p>(1) 伝統芸能に関する自主的な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本舞踊や詩吟、落語等の例会及び催し</li> </ul> <p>(2) 伝統芸能に関する鑑賞及び講座等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文楽の鑑賞と体験や大阪音楽大学連携講座等</li> </ul> <p>(3) 伝統芸能に関する資料等の収集及び展示等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスターの掲示及び主催事業のビデオ貸出し等</li> </ul> <p>その他市長が必要と認める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の伝統芸能に関する催事</li> </ul>
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年4月1日設定 (平成29年5月12日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数7日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 ( 事務所)</p> <p>処分期間 日 ( 部 課)</p>
	設定等年月日	平成20年4月1日設定 (平成27年4月1日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	設備の承認		
根拠法令及び条項	豊中市立伝統芸能館条例 第9条		
所管部課(室)係名	都市活力部 魅力文化創造課		
審査基準	関係条項		
	基準	<p>伝統芸能館の施設に特別の設備又は装飾をしようとするときは、予め市長の承認が必要。</p> <p>例示すると以下のとおり。</p> <p>① 照明、音響設備を増設しようとするとき。</p> <p>② 伝統芸能館の備品以外の電気、ガス調理器具を使用しようとするとき。</p> <p>③ 看板等を設置しようとするとき。</p> <p>④ 施設にポスター、張り紙等を貼付しようとするとき。</p> <p>⑤ スモークマシーンを使用しようとするとき。</p> <p>⑥ その他上記に準ずると認められるとき。</p> <p>ただし、伝統芸能館の設備の電気容量を超える場合は増設不可。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成20年4月1日設定(平成29年5月12日最終変更)	
	標準処理期間	総日数7日(注:休日は含まない)	
標準処理期間	内訳	<p>経由期間 日( 事務所)</p> <p>処分期間 日( 部 課)</p>	
	設定等年月日	平成20年4月1日設定(平成27年4月1日最終変更)	
備考			

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		利用料金の減免
根拠法令及び条項		豊中市立伝統芸能館条例 第 16 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
審 査 基 準	関係条項	同条例 第 16 条 同条例施行規則 第 15 条 伝統芸能館登録グループ要項 第 6 条 伝統芸能館利用料金減免基準
	基準	<p>豊中市立伝統芸能館条例施行規則第 15 条第 2 号による、その他市長が特別の理由があると認めるときについて、基準を次のように定める。</p> <p>1. 利用料金の減免対象となる催しと減免の割合</p> <p>    伝統芸能館登録グループ要項に定める育成グループが主催する催し。</p> <p>    (1) 市民を対象とした発表会または講習会等の場合は、年に 1 回利用料金（本番のみ）について全額免除。</p> <p>    (2) 練習などの場合は、月に 1 回利用料金について全額免除。</p> <p>    ただし、附属設備に係る利用料金については対象外。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 31 年 3 月 20 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間           日（    事務所）</p> <p>処分期間           日（    部    課）</p>
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		利用料金の返還
根拠法令及び条項		豊中市立伝統芸能館条例 第 17 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
審査基準	関係条項	同条例施行規則 第 16 条
	基準	<p>以下の場合には利用料金を返還する場合がある。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。既納の利用料金全額 例示すると以下のとおり。</p> <p>① 風水害等の自然災害、その他の災害により、伝統芸能館の施設が使用できないとき。</p> <p>② 風水害等の自然災害、その他の災害により、交通機関が遮断し、使用者が伝統芸能館に来ることができないとき。</p> <p>③ 伝統芸能館の設備が故障したとき。</p> <p>④ 感染症のまん延の防止、その他の理由により市の要請に基づき催し等を中止したとき。</p> <p>⑤ その他上記に準ずると認められるとき。</p> <p>(2) 使用する日の 7 日前までに使用承認の取消しを申し出て市長が相当の理由があると認めたとき。既納の利用料金の半額（附属設備に係る利用料金にあたっては、その全額）</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が相当な理由があると認めたとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 29 年 5 月 12 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>經由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	設備の承認	
根拠法令及び条項	豊中市立市民ギャラリー条例 第10条	
所管部課(室)係名	都市活力部 魅力文化創造課	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>市民ギャラリーの施設に特別の設備又は装飾をしようとするときは、予め承認が必要。</p> <p>例示すると以下のとおり。</p> <p>① 照明、音響設備を増設しようとするとき。</p> <p>② 市民ギャラリーの備品以外の電気、ガス調理器具を使用しようとするとき。</p> <p>③ 看板等を設置しようとするとき。</p> <p>④ スモークマシーンを使用しようとするとき。</p> <p>⑤ その他上記に準ずると認められるとき。</p> <p>ただし、市民ギャラリーの設備の電気容量を超える場合は増設不可。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年4月1日設定(平成27年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 ( 事務所)</p> <p>処分期間 日 ( 部 課)</p>
	設定等年月日	平成20年4月1日設定(平成27年4月1日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		利用料金の返還
根拠法令及び条項		豊中市立市民ギャラリー条例 第 18 条
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
審 査 基 準	関係条項	同条例施行規則第 9 条
	基 準	<p>以下の場合には利用料金を返還する場合がある。</p> <p>使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。</p> <p>例示すると以下のとおりです。</p> <p>① 風水害等の自然災害、その他の災害により、市民ギャラリーの施設が使用できないとき。</p> <p>② 風水害等の自然災害、その他の災害により、交通機関が遮断し、使用者が市民ギャラリーに来ることができないとき。</p> <p>③ 市民ギャラリーの設備が故障したとき。</p> <p>④ 感染症のまん延の防止、その他の理由により市の要請に基づき催し等を中止したとき。</p> <p>⑤ その他上記に準ずると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 29 年 5 月 12 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	<p>経由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 27 年 4 月 1 日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	文化芸術センター・ローズ文化ホールの設備の承認及び原状回復	
根拠法令及び条項	市民ホール条例第 10 条	
所管部課（室）係名	都市活力部 魅力文化創造課	
審査基準	関係条項	同条例第 7 条 1 項
	基準	<p>使用者が、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。（同条例第 10 条 1 項）</p> <p>上記に該当するものを例示すると以下のとおり。</p> <p>① 照明、音響設備を持込んで使用しようとするとき。</p> <p>② 看板等を設置しようとするとき。</p> <p>③ 施設にポスター、張り紙等を貼付しようとするとき。</p> <p>④ スモークマシン等、特殊効果マシンを持込んで使用しようとするとき。</p> <p>⑤ その他上記に準ずると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 29 年 1 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 28 年 4 月 1 日最終変更）



## 様式 B - 1

### 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	文化芸術センター・ローズ文化ホールの利用料金の減免	
根拠法令及び条項	市民ホール条例第 17 条、市民ホール条例施行規則第 17 条	
所管部課（室）係名	都市活力部 魅力文化創造課	
審査基準	関係条項	市民ホール条例第 17 条、市民ホール条例施行規則第 17 条
	基準	市民ホール条例施行規則第 17 条のとおり。  備考 ○公職選挙法第 164 条に基づき、個人演説会を開催する場合における施設（設備を含む。）の使用については、公職の候補者 1 人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに 1 回に限り、無料とする（減免の取り扱いにはあたらない）。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 29 年 1 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 28 年 4 月 1 日最終変更）

## 様式 B - 1

### 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		文化芸術センター・ローズ文化ホールの利用料金の返還
根拠法令及び条項		市民ホール条例第 18 条 2 項
所管部課（室）係名		都市活力部 魅力文化創造課
審査基準	関係条項	同条例施行規則第 18 条
	基準	<p>使用者の責めによらない事由によって使用することのできないとき。既納の利用料金の全額（同条例施行規則第 18 条 1 項 1 号）上記に該当するものを例示すると以下のとおり。</p> <p>① 風水害等の自然災害、その他災害により施設が使用できないとき。</p> <p>② 風水害等の自然災害、その他災害により、交通機関が遮断し、使用者が施設に来ることができないとき。</p> <p>③ 施設の設備が故障したとき。</p> <p>④ 感染症のまん延の防止、その他の理由により市の要請に基づき催し等を中止したとき。</p> <p>⑤ その他上記に準ずると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 29 年 1 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 28 年 4 月 1 日最終変更）